平成２２年（フ）第３４１１号
札幌市白石区本通15丁目南３番２―308号
債務者　谷川　清志
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１２号
札幌市白石区本通15丁目南３番２―308号
債務者　谷川　直子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
北海道北見市中央三輪９丁目14番地13　関貸家
債務者　槇野　昭彦
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
北海道紋別郡遠軽町大通北１丁目２番地62
債務者　佐々木秀子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
青森県三沢市花園町１丁目５番16号　ハイム花園102号
債務者　宮本　信幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５３２号
群馬県伊勢崎市宗高町22番地４　パレス伊勢崎第１―205
債務者　佐藤　榮一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５２号
群馬県前橋市亀泉町21番地７　ＲＣ―403号
債務者　梅澤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５６９号
群馬県吾妻郡長野原町大字応桑276番地５
債務者　小林潤一郎
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７６号
群馬県伊勢崎市太田町218番地１　ファミールイセサキ201
債務者　坂本　晃一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５８１号
群馬県前橋市天川大島町３丁目17番地23
債務者　富田　秀男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５８２号
群馬県前橋市天川原町２丁目１番地１　品川ハイツＡ棟202号
債務者　阿部　三郎
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５８３号
群馬県前橋市天川原町２丁目１番地１　品川ハイツＡ棟202号
債務者　阿部　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５３号
群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧9843番地
債務者　神宮　國広
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３６０号
群馬県高崎市中豊岡町826番地１　市住２号棟231号
債務者　高橋やよい
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４８１号
埼玉県越谷市大字増林3786番地
債務者　鈴木　昌子（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
埼玉県草加市北谷２丁目32番11号
債務者　盛山みどり（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
埼玉県越谷市登戸町43番30号、前住所埼玉県蕨市北町５丁目10番14号　ルーセル南浦和107号
債務者　佐藤　芳樹
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係